Strategic Japanese-South African Cooperative Programme
"Life Sciences"
Call for Proposals to be submitted by September 28th, 2012

Based on the Memorandum of Understanding (hereinafter referred to as "MOU") concluded between Japan Science and Technology Agency (hereinafter referred to as "JST") and National Research Foundation of South Africa (hereinafter referred to as "NRF") on July 22, 2008, JST and NRF have initiated a programme for joint funding of Japanese-South African cooperative research projects in the area of "Life Sciences".

I. General Description

I-1. Aim of Program and Research Field

The aim of the program is to strengthen the collaboration between Japan and South Africa within the field of "Life Sciences" to achieve world-class scientific results, leading towards new innovative technologies.

JST and NRF define "Life Sciences" as all sciences that have to do with "organisms", like plants, animals and human beings, and it will encompass scientific fields such as biotechnology, biochemistry, cell biology, biomedical technologies, biomedical devices, genetics, molecular biology, etc.

"Life Sciences" is currently undergoing remarkable development and is considered important by both JST and NRF in order to achieve steady growth and sustainability in the long run. JST and NRF will jointly support collaborative research projects which will contribute to the advancement of "Life Sciences". In addition, the research projects should have definitive merit by the collaboration between researchers in Japan and South Africa. Priority areas to be considered for funding within the field of Life Sciences are:

1. Medical Research with Particular Emphasis on Infectious Diseases; and
2. Plant Biology, Marine Biology and Microbiology.

Other areas of "Life Sciences" would also be considered on merit, however application in prioritised areas will enjoy the first preference.

Please note: Application for clinical trials WILL NOT be considered. Public health research or survey will be considered as a part of research plan if it contributes to the advancement in Medical Research. NB. Research activities including human capital development (vocational & research training/exchanges, science education, women in science) will receive favourable consideration.

A maximum of three projects will be selected for funding, and each selected project will be funded for a period of three years.

I-2. Prospective Applicants

JST and NRF invite researchers in Japan and South Africa to submit proposals for cooperative research projects in the research areas described above. All applicants must fulfill national and institutional eligibility rules for research grant application. An important criterion of the proposed collaboration is that it should build on and reinforce already on-going research activities in each research group and contribute significant added value to these. Japanese researchers from industry may participate in the joint collaboration, but not researchers in South Africa. South African principal investigator must be in possession of at least a Master's degree preferably a PhD and be affiliated with a recognised higher educational or research institution.

I-3. Financial Support

JST and NRF plan to support cooperative research projects including exchange of researchers to the counterpart country.

In the case of meetings, research visits and exchanges of researchers, personnel and experts, as well as reciprocal visits undertaken as part of joint research projects and the attendance of seminars, symposia and other meetings funded under this agreement, the sending party will be responsible for financing international travel, while the receiving party will be responsible for financing the accommodation and subsistence of their international visitors. Local travel and fees relating to the organization of events (venue, catering, audiovisual equipment etc.) will be the financial responsibility of the researcher representing the country in which the event is held, to be paid from his/her allocation of the joint funding accorded.

II. Support by JST/NRF

II-1. Budget for a Cooperative Research Project

II-1.1 JST

Budget of a project may differ in each year, depending on the content of activities, but the total budget for the Japanese researcher over a full 3-year period (i.e., 36 months) should not exceed 15 million yen in principle. (Example: a proposal may envisage a budget of 4 million yen for the first year, 6 million yen for the second year and 5 million yen for the final year.)

Due to budget limitations of this program, amounts will be adjusted each year.

II-1.2 NRF

Budget of a project may differ in each year, depending on the content of activities, but the total annual budget for the South African researcher (i.e., 12 months) should not exceed 200 000 Rand in principle. The NRF reserves the right to adjust the budget as submitted with the application, as well as subsequently in response to the submission of obligatory annual progress reports.

The following may not be funded from the NRF allocation:

- consultant's fees,
- insurance and medical care,
- project management fees,
- salaries and temporary staff fees.
- bursaries for students.

II-2. Cooperative Research Period

The cooperative research period shall be 3-years (i.e., 36 months) in total, counting from the start date.

II-3. Details of Support

This program is designed to support additional expenses related to cooperation with a South African counterpart for a Japanese researcher or with a Japanese counterpart for a South African researcher, such as expenses for travel and/or conducting seminars/symposiums, with the precondition that the main research infrastructure is already ensured by each

research group.

II-3.1 Contract between Japanese Applicant and JST

Support will be implemented according to a contract for commissioned research entered between JST and a university or research institute, etc. (hereinafter referred to as the “institution”).

The contract for commissioned research will be renewed each year over the cooperative research period.

Since the contract is concluded on condition that all administrative procedures related to this project are handled within the institution, the research leader should consult with the department in charge at his/her institution.

The contract stipulates the Article 19 of the Industrial Technology Enhancement Act (Japanese version of the Bayh-Dole Act) and the Article 25 of the Act on Promotion of the Creation, Protection and Exploitation of Content (tentative translation) be applied to all intellectual property rights generated as results of this project, and that these can be the properties of the institution with which the research leader is affiliated.

II-3.2 Contract between South-African Applicant and NRF

No contract will be required between the NRF and South African researchers, but successful applicants will be required to sign a document stipulating their acceptance of, and pledged adherence to, a number of institutional conditions of grant to be contained in the document. (Please ask NRF for further details.)

II-3.3 Contract between Researchers

If a contract for cooperative research is necessary for implementing actual research cooperation, such a contract should be concluded between the Japanese institutions and the South African institutions. It is strongly advised, though not required, that appropriate discussions of the issue of rights regarding intellectual properties among the concerned parties take place, in order to ensure good collaboration. If an agreement is concluded, it should be reported in the application or annual progress reports.

II-3.4 Funded expenses

Funding provided within this call is intended to enhance the capacity of the applicants to collaborate. Funding will therefore be provided mainly in support of the collaboration vectors and of the local research that is necessary for the collaboration. Projects will be funded for up to three years.

For Japanese researchers, funding can be provided for:

(1) Stipend for a PhD student, stipend or salary for a post-doctoral fellow (i.e. a temporary position for up to 3 years);
(2) Consumables;
(3) Small equipment;
(4) Travel and visiting costs; and
(5) Joint seminars and workshops;
(6) Overhead expenses up to 10% of the total research expenses.

For South African researchers, funding can be provided for:

(1) Consumables
(2) Small equipment (not to exceed 15% of expenses paid from the total NRF allocation)
(3) Travel and visiting costs.
(4) User charges for facilities.

III. Application

The Japanese and South African applicants shall write applications that shall be handed in both to JST and NRF in parallel. The South African application shall be written in English, using the authorised application form to be provided. For the Japanese applicants, both English and a Japanese version of the application are required.

The application shall include:

a) Project description including how collaboration will be carried out, with clear statements of what roles Japanese and South African researchers will play respectively in the project as well as the role of students;
b) Description on the expected outcome of the proposed project, scientifically as well as in terms of its relevance for the industry and society;
c) Description on the ongoing activities and specific advantages of the South African and Japanese groups respectively, which form the basis for the

proposed joint project;

d) Description on the expected added value from the proposed joint project, including how the competence, technology and other resources in each group complement each other;

e) Description of how the project is expected to help strengthen research cooperation between Japan and South Africa over the longer term;

f) Description on the added value expected from the multidisciplinary approach in the proposed joint project; and

g) Discription on how the proposed joint project compares with other comparable activities worldwide.

The onus is on the applicant to find their own research partner. Proposals must be received in both Japan and South Africa. Proposals which have only been received in either South Africa or Japan, but not both, will not be considered for funding. The call process is highly competitive therefore application does not guarantee funding. The evaluation of applications from both countries should have positive ratings before consideration for funding. Neither the NRF nor JST will be held responsible for non-submission of the application in the partner country.

III -1. Application Forms

(For Japanese Researchers)

Application forms for Japanese applicants may be downloaded electronically from the JST website. Japanese applicants are required to submit the Japanese version of the application forms in addition to the English forms which are common with NRF, except a list of peer reviewers.

(For South African Researchers)

Application forms for South African applicants may be downloaded electronically from the NRF website (www.nrf.ac.za).

III-2. Preparation of Application Forms

Applicants should fill in the particulars in all the application forms listed in above III -1.

III-3. Submittal of Application Forms for Japanese and South African Applicants

Applications forms should be submitted by 28 September 2012.

(For Japanese Researchers)

Japanese applicants shall send their application forms by online application system "e-Rad" (http://www.e-rad.go.jp/index.html) by 5:00 pm (Japanese Standard Time) on 28 September, 2012.

(For South African Researchers)

South African applicants shall submit their application forms bearing their institution's official stamp electronically via e-mail to:
Ms Lee-Anne Seymour,
e-mail address: seymour@nrf.ac.za.

Applications must be signed electronically or scanned. Only applications endorsed by the research office or its equivalent at higher education or research institutions will be accepted.

NO HARD COPIES ARE ALLOWED! A soft copy (max 1.44mb file size) of the South African team's project proposal and the scanned signature page should be emailed, in English, to: Ms. Lee-Anne Seymour; seymour@nrf.ac.za**. Kindly insist on an acknowledgement of receipt when your submission is complete as the NRF will not be held responsible for the loss/non submission of applications.**

IV. Evaluation of Project Proposals

IV-1. Evaluation Procedure

Committees/panels consisting of experts selected by JST and NRF respectively will evaluate all proposals. Based on the results of the evaluation, JST and NRF will make a common decision regarding funding of selected proposals.

The members of the program committee in Japan and South Africa will be selected after the proposals have been received.

IV-2. Evaluation Criteria

The following general evaluation criteria will apply to each proposed project:

(1) Conformity with Program Aims and Designated Research Fields

The proposed activity shall conform to the aims and the designated research fields of the program. In addition, the applicants shall have the enough research infrastructures to pursue the proposed activity.

(2) Capability of Research Leaders and Current Research Activities

The research leaders in both countries shall have the vision and the experiences (or the potential for younger researchers) to reach the project goals during the period of support.

(3) Effectiveness and Synergy of the Joint Research Activity

The proposed research activity shall be advanced, novel and internationally highly evaluated. The activity shall have a significant impact on the science and technology development or shall contribute to solve the internationally common issues. The activity shall create the innovative technological seeds to trigger the new industrial needs in the future.

The activity to produce the synergy effects from the collaboration is especially desirable. For example, the activity which can acquire the knowledge, skill and application form the counterpart, the activity which can utilize the special resources and the geographical features of the counterpart, and so on.

(4) Validity of Research Plan

The research activity and the expense for it, including the sharing of research activity with the counterpart research institute, shall be appropriately planned.

(5) Effectiveness and Continuity of Exchange

The proposal shall contain activities to enhance sustainable research exchange. The followings are examples.

- Nurturing of the young researchers through the exchange stay.
- Sustainable development of the research exchanges initiated by this activity.
- Expanding the international research networks among the researchers including the researchers other than the research leader and members of this activity.
- Improving the presence of Japanese or South African science and technology respectively in the counterpart country.

(6) Validity of Exchange Plan

The research exchange activity and the expense for it shall be appropriately planned.

V. Responsibilities of Research Leaders / Principal Investigator After Proposals are Approved

After the proposal has been approved, research leaders and their affiliated institutions shall observe the following when carrying out the cooperative research and utilizing supported expenses.

V-1. Annual Progress Report

At the end of each fiscal year, the research leader shall promptly submit a progress report on the status of research exchange, and the institution with which the research leader is affiliated shall promptly submit a financial report on supported expenses.

V-2. Final Report

(For Japanese Researchers)

After completion of the cooperative research period, the research leader shall promptly submit to JST a final report, in addition to a financial report, on the research exchange activities. The report shall include a general summary (maximum five A4 pages) compiled jointly by both the Japanese and the South African research groups.

(For South African Researchers)

After completion of the cooperative research period, the Principal Investigator shall submit progress and final reports using the appropriate NRF documentation prepared for that purpose and which will be provided to him/her.

Japanese applicants should contact the following for further information:

Dr. Takeshi Usami, Ms. Emi Kaneko
Department of International Affairs
Japan Science and Technology Agency
Tel. +81(0)3-5214-7375 Fax +81(0)3-5214-7379
sicpsa@jst.go.jp

South African applicants should contact the following for further information:

Programme related queries
Mr. Teuns Phahlamohlaka
Science and Technology Agreements Fund
Tel: +27(0)12 481 4385
Fax: +27(0)21 481 4044
Email: teunsp@nrf.ac.za

Grant related & technical queries
Ms. Lee Anne Seymour
International Research Grants
Tel: +27 (0)12 481 4121
Fax: +27 (0)86 639 9571
Email: seymour@nrf.ac.za

参考（和訳：正本は英文）

日本－南アフリカ研究交流 「ライフサイエンス」
提案募集（平成 24 年 9 月 28 日　午後 5 時　締切）

平成 20 年 7 月 22 日に科学技術振興機構（以下、「JST」とする）と南アフリカ国立研究財団（以下、「NRF」とする）は、日－南アの研究交流を推進するための共同ファンドプログラムを新たに始めることで合意し、覚書を締結しました。JST と NRF の協議の結果、「ライフサイエンス」分野が本プログラムの支援対象となりました。

I. 概要

I-1. プログラムの目的と研究領域について

本プログラムの目的は、「ライフサイエンス」分野における日－南アの研究交流を強化することにより、革新的な技術につながる国際的な研究成果を実現することです。

JST と NRF は、本公募における「ライフサイエンス」分野を、人間、動植物に関わる、バイオテクノロジー、生物化学、細胞生物学、生物医学やバイオメディカルデバイス、ゲノミクス、分子生物学等を含む包括的な領域と定義します。

現在、ライフサイエンス分野は特筆すべき発展を遂げつつあり、JST と NRF は、長期に渡り持続する発展と成長を実現するために重要だと考えています。JST と NRF は、「ライフサイエンス」分野の進展に資する共同研究プロジェクトを共同支援します。当該共同研究プロジェクトは「ライフサイエンス」分野の進展に資することに加え、日本と南アフリカとの協力による明確なメリットがあることが必要です。今回の募集では、ライフサイエンス分野の内で、以下の研究領域に重点を置きます。

(1) 感染症に重点を置いた医学研究
(2) 植物学、海洋生物学、微生物学

上記以外の領域であっても、優秀な提案は採択される可能性がありますが、採択に当たっては上記 2 領域の提案が優先されます。

注意：臨床試験を含む課題は採択されません。公衆衛生に関する研究・調査は、それが医学研究の進展に資する場合には、課題の一部分に含めることができます。

重要なお知らせ：人材育成（職業上・研究上の訓練及び人材交流、科学教育、女性研究者）を含むような研究活動は優位な評価を得ます。

最大 3 課題の採択を予定しております。採択された課題は、3 年間支援されます。

I-2. 応募資格

JST と NRF は、日本と南アフリカの研究者から上記のような研究領域の共同研究プロジェクトの提案を募集します。全ての応募者は、それぞれの国または各所属機関によって定められた応募資格を満たす必要があります。また、共同研究を提案されるにあたり、日本と南アフリカにおいてすでに研究基盤のある研究がさらに強化され、付加的な価値が創出される共同研究であることが必要です。日本側は企業に在席する研究者からの応募も可能です。南アフリカ側の研究代表者は、最低でも修士（博士が望ましい）の学位を持っており、政府機関・大学・研究機関等に所属している必要があります。

I-3. 支援の概要

JST と NRF は、研究者同士の交流を含んだ研究交流プロジェクトを支援します。具体的には、研究者や専門家の交換派遣や相互訪問、打合せ、セミナーやシンポジウム等の開催、出席に対する支援を想定しております。原則として、JST は日本側研究者を、NRF は南アフリカ側研究者を支援することになります。ただし、研究者同士の相互訪問に係る費用は、派遣側が往復の航空券を負担し、招待側は現地で発生する費用（宿泊、食費又は日当、国内交通費）、イベントに関わる費用（会場費、開催に伴う飲食費、機材費等）を負担することになります。

II. 具体的な支援の内容

II-1. 研究交流のための予算

II-1-1 JST

予算は活動内容により異なりますが、原則的には、3 年間（36 ヶ月間）総額で 15 百万円を上限とします。（例；1 年目 4 百万円、2 年目 6 百万円、3 年目 5 百万円というように、毎年一定でないご提案も可能です。）

本事業予算の関係上、毎年の額については調整させていただきます。

II-1-2 NRF

予算は活動内容により異なりますが、原則的には、1 年間（12 ヶ月間）あたり 200,000 ZAR を上限とします。

提案された応募書類や年次進捗報告書に基づき、支援額については調整する事があります。

なお、コンサルタント料や保険料、医療費、プロジェクトのマネージメント料、給与、学生への奨学金に対しては使用できませんので、ご留意ください。

II-2. 支援期間

研究交流の期間は、契約日から 3 年間（36 ヶ月間）です。

II-3. 支援詳細

本プログラムは、セミナーやシンポジウム等の開催のための旅費など、日－南ア研究交流に係る追加的費用を支援するためのものです。日－南アの研究グループにおいて、主要な研究設備がすでに整えられていることが前提です。

II-3-1. 日本側研究者と JST との契約

支援の実施にあたり、JSTは大学・公的研究機関等（以下「大学等」という。）と委託研究契約を締結することを原則としています。

委託研究契約は研究交流期間内で年度毎に締結します。

契約締結に当たっては、本事業にかかわる一切の執行事務手続きを大学等で実施していただくことを前提にしていますので、大学等の担当部署とよくご相談ください。

本事業により生じた知的財産権は、契約により産業技術力強化法第１９条（日本版バイドール条項）、コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律第２５条を適用し、研究代表者の所属する大学等に帰属させることが可能です。

II-3-2. 南ア側研究者と NRF との契約

NRF と南ア側応募者の間では、契約締結は行われません。但し、南ア側採択者には、支援の受入、研究計画実行の厳守、NRF 助成金制度の条件を含む書類への署名を頂く必要があります。

II-3-3. 研究者間の契約

実際の共同研究を実施する上で共同研究契約が必要であれば、日本と南アフリカの研究機関同士で契約を締結してください。両国の研究機関同士の契約は強制ではありませんが、知的財産権の取り扱いについて関係研究機関同士で十分話しあっておかれることを強く推奨します。契約が締結されている場合には、応募申請書の中に記載してください。

II-3-4. 支出費目

今回の公募によって行われる支援は、研究交流を促進するためのものです。

従って、支援は主に研究交流に関するものや、研究交流に必要なそれぞれの国における研究活動に向けられます。支援期間は最大 3 年間です。

本支援で支出できる項目は以下のとおりです。

日本側:

（1）博士課程の学生やポスドクの給料（例：最大 3 年間の期限付き雇用研究者、アルバイト）

（2）消耗品
（3）設備備品費（小規模なもの）
（4）旅費、訪問費用
（5）セミナー・ワークショップ開催費用
（6）間接経費（直接経費の 10%まで。研究費総額に含む）

南アフリカ側：
（1）消耗品
（2）設備備品費（小規模なもの）（NRF 支援額全体の 15%を越えて支出することはできません）
（3）旅費、訪問費用
（4）施設利用料

III. 応募

日本側研究者と南アフリカ側研究者は、JST、NRF がそれぞれに用意する応募用紙を用い、日本側研究者は JST に、南アフリカ側研究者は NRF に申請を行います。

（日本側研究者用）

日本側研究者は JST 指定の応募フォームに英語および日本語で記載して頂きます。

（南アフリカ側研究者用）

南アフリカ側研究者は NRF の指定の応募フォームに英語で記載して頂きます。

申請書類には次の記述が必要です。

a) 日本側研究者と南アフリカ側研究者（学生を含む）が、それぞれ共同研究の中で何を行うのかを明確に示しつつ、どのような協力が行われるかについての記載を含んだ、研究に関する記述
b) 科学的のみならず、産業・社会的観点から期待される成果に関する記述
c) 共同研究の根幹をなす現在行われている研究及び日本・南アフリカグループの各々の強みに関する記述
d) 両グループがどのように競争し、技術及びその他の資源を相互に補いあうのかを含めた、共同研究がもたらす付加価値に関する記述
e) 長期的にみてその研究が、日－南アの研究協力をいかに強化するのかに関する記述
f) 複合領域的な研究アプローチから期待される付加価値に関する記述
g) 他の類似活動と比して、提案する共同研究が優れている点に関する記述

研究のパートナーを探すのは応募者の責務です。提案は日本と南ア両国に申請されている必要があります。どちらか一方にのみ申請されている提案は審査の対象になりません。JST と NRF は相手国における申請がない場合の責任は負いません。募集の競争倍率は高くなることが見込まれますので、応募課題は必ずしも支援を約束されてはいません。支援を受けるためには、日南ア両国で高い評価を得る必要があります。

III-1. 応募用紙

（日本側研究者用）

応募フォームは JST のウェブサイトからダウンロードできます。応募者は NRF と共通（評価者リストを除く）の英語フォームに加え、日本語フォームも提出する必要があります。

（南アフリカ側研究者用）

応募フォームは NRF のウェブサイト（www.nrf.ac.za）からダウンロードできます。

III-2. 申請書式の作成

応募者はⅢ-1 で記載したすべての申請書式を作成することが必要です。

III-3. 申請書式の提出について

2012 年 9 月 28 日までに応募をして下さい。

（日本側研究者用）

日本側研究者は、府省共通研究開発管理システム（http://www.e-rad.go.jp/index.html）を通じて、9 月 28 日午後 5 時（日本時間）までに、ご応募下さい。

（南アフリカ側研究者用）

南アフリカ側研究者は、所属機関のオフィシャルスタンプ付きの応募フォームを電子メールにて下記までお送りください。

Ms. Lee-Anne Seymour

電子メールアドレス：seymour@nrf.ac.za

応募フォームには署名（電子署名か、署名後スキャンしたもの）が必要です。リサーチオフィスまたはそれに相当する部署の署名がある応募のみ受け付けます。

紙の申請書類は受け付けられません。応募書類の電子媒体（ファイルサイズ最大 1.44 MB）とスキャンした署名のページを、英語にて、Ms. Lee-Anne Seymour; seymour@nrf.ac.za 宛てにお送りください。NRF は応募上のトラブルには責任を負いません

ので、申請が済んだ際には必ず受領確認を求めてください。

IV. 評価について

IV-1. 評価手順

JSTとNRFで別々に選任された専門家で構成される委員会にて全ての提案書が評価されます。この評価結果を元に、JSTとNRFは共同して支援する課題を選定します。

委員会メンバーは、提案書を受領後決定いたします。

IV-2. 評価基準

以下の一般的な評価基準を適用します。

1. 事業の趣旨および対象分野への適合性
   提案内容は事業の趣旨および対象分野に合致していること。かつ当該研究の基盤が整備されていること。
2. 研究代表者の適格性および現在の研究活動
   日本および相手国の研究代表者は、提案課題を推進する上で十分な洞察力又は経験（若手研究代表者の場合、潜在能力）を有しており、当該事業での支援期間中に研究交流を円滑に推進できる基盤を有すること。
3. 研究の有効性および相乗効果
   先導的・独創的であり国際的に高く評価される研究であって、今後の科学技術に大きなインパクトを与え得ること、または国際的共通課題の解決に貢献すること。または革新的技術シーズの創出に貢献し、新産業の創出の手掛かりが期待できること。特に、相手国研究者・研究機関の知見・技術・ノウハウの獲得そして活用や、相手国の特徴的な資源および地理的メリットを生かした研究など、相手国研究機関との交流により相乗効果が期待される研究が望ましい。
4. 研究計画の妥当性
   提案された研究構想を実現する上で適切な研究計画であり、また研究費計画であること（相手国研究機関との研究分担含む）。
5. （人的）交流の有効性および継続性
   特徴的な研究交流・ネットワークの強化のために、以下に例示するような取り組みが提案に含まれていること。
   1. 人的交流を通じた若手研究者の育成
   2. 当該事業を端緒とした相手国との研究交流の持続的な発展
   3. 研究代表者・分担者以外の研究者も含む、相手国と日本のネットワークの拡大
   4. シンガポールにおける日本の、日本におけるシンガポールの科学技術プレゼンスの向

上

6.（人的）交流計画の妥当性

提案された交流構想を実現する上で適切な相手国研究機関との交流計画であり、また交流費計画であること。

V. 採択後の両国の研究代表者の責務

課題が採択された後は、研究代表者とその所属する大学等は、共同研究の実施と支援費の使用費にあたり、以下の項目を順守してください。

V-1. 年度毎の進捗報告

研究代表者には毎年度終了後速やかに研究交流の進捗状況報告を、及び研究代表者の所属する大学等には支援費の経理報告を、日本側は JST に対し、南アフリカ側は NRF にそれぞれ提出して頂きます。

V-2. 終了報告

（日本側研究者用）

日本側研究代表者は、国際研究交流期間が終了した時に期間内に実施した研究交流の終了報告を、速やかに JST に提出して頂きます。経理報告だけでなく、交流活動報告も必要です。報告には日－南ア両方の研究グループによる研究交流の概要（最大で A4 5 ページ）が必要です。

（南アフリカ側研究者用）

南アフリカ側研究代表者は、国際研究交流期間が終了した時に NRF が指定する進捗報告書および最終報告書を NRF に提出していただきます。

日本側の申請者は質問や書式に関して、以下のアドレスに直接お問い合わせください。

独立行政法人科学技術振興機構　国際科学技術部
担当：宇佐見、金子
Tel. 03-5214-7375　Fax. 03-5214-7379
Email: sicpsa@jst.go.jp

南アフリカ側の申請者からのお問合せは、以下にお願いします。

事業に関するお問い合わせ先：
Mr. Teuns Phahlamohlaka
Science and Technology Agreements Fund
Tel: +27(0)12 481 4385
Fax: +27(0)21 481 4044
Email: teunsp@nrf.ac.za

研究費や応募等に関するお問い合わせ先：
Ms. Lee-Anne Seymour
International Research Grants
National Research Foundation
Tel. +27 (0)12 481 4121
Fax +27 (0)12 481 4044
Email: Seymour@nrf.ac.za

別紙

日本側応募者への応募にあたっての注意事項

本項と併せて本事業ホームページおよび「JST 競争的研究資金制度の統一的注意事項」もご覧ください。

JST 戦略的国際科学技術協力推進事業

http://www.jst.go.jp/inter/index.html

JST 競争的研究資金制度の統一的注意事項

http://www.jst.go.jp/bosyu/notes.html

1　情報の取り扱いについて

研究提案書は、提案者の利益の維持、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」その他の観点から、選考以外の目的に使用しません。提案内容に関する秘密は厳守します。詳しくは、下記ホームページをご参照ください。

http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H15/H15HO059.html

採択された個々の課題に関する情報（制度名、研究課題名、所属研究機関名、研究代表者名、予算額及び実施期間）については、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成 13 年法律第 140 号）第 5 条第1号イに定める「公にすることが予定されている情報」であるものとします。これらの情報については、採択後適宜本事業のホームページにおいて公開します。

応募書類等に含まれる個人情報は、不合理な重複や過度の集中の排除のため、他府省・独立行政法人を含む他の競争的資金制度等(※1)の業務においても必要な範囲で利用（データの電算処理及び管理を外部の民間企業に委託して行わせるための個人情報の提供を含む）する他、文部科学省が管理運用する府省共通研究開発システム（e-Rad）(※2)を通じ、内閣府の作成する政府研究開発データベース（※3）に、各種の情報を提供することがあります。また、これら情報の作成のため、各種の作業や情報の確認等についてご協力いただくことがあります。e-Rad については本別紙の「15 e-Rad を利用した応募方法」をご参照ください。

※1　平成 24 年 5 月現在　競争的資金制度一覧

食品安全委員会	食品健康影響評価技術研究
総務省	戦略的情報通信研究開発推進制度、戦略的国際連携型研究開発推進事業、デジタル・ディバイド解消に向けた技術等研究開
情報通信研究機構	新たな通信・放送事業分野開拓のための先進技術型研究開発助成制度
消防庁	消防防災科学技術研究推進制度

文部科学省	科学研究費助成事業（科研費・日本学術振興会）、国家課題対応型研究開発推進事業
科学技術振興機構	戦略的創造研究推進事業、研究成果展開事業、国際科学技術共同研究推進事業
厚生労働省	厚生労働科学研究費補助金
医薬基盤研究所	オーファンドラッグ・オーファンデバイス研究開発振興事業費
農林水産省	新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業
農業・食品産業技術総合研究機構	イノベーション創出基礎的研究推進事業
経済産業省	地域イノベーション創出実証研究補助事業
新エネルギー・産業技術総合開発機構	先導的産業技術創出事業
石油天然ガス・金属鉱物資源機構	石油・天然ガス開発・利用促進型事業
国土交通省	建設技術研究開発助成制度
鉄道建設・運輸施設整備支援機構	運輸分野における基礎的研究推進制度
環境省	地球温暖化対策技術開発等事業、環境研究総合推進費

詳しくは http://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/ kyoukinn24-1.pdf を参照してください。なお、この一覧とは別に最先端研究開発支援プログラム（1,000 億円）及び最先端・次世代研究開発支援プログラム（500 億円）を、平成 25 年度までの競争的資金事業として実施しています。

※2 「府省共通研究開発システム（e-Rad）」：各府省が所管する競争的資金制度を中心として研究開発管理に係る一連のプロセス（応募受付→審査→採択→採択課題管理→成果報告等）をオンライン化する府省横断的なシステム。

※3 「政府研究開発データベース」： 国の資金による研究開発について適切に評価し、効果的・効率的に総合戦略、資源配分等の方針の企画立案を行うため、内閣府総合科学技術会議が各種情報について、一元的・網羅的に把握し、必要情報を検索・分析できるデータベースを構築しています。

2 不合理な重複・過度な集中に対する措置

2.1 不合理な重複に対する措置

同一の研究者による同一の研究課題（競争的資金が配分される研究の名称及びその内容をいう。）に対して、国又は独立行政法人の複数の競争的資金が不必要に重ねて配分される状態であって次のいずれかに該当する場合、本事業において審査対象からの除外、採択の決定の取消し、又は研究費の削減（以下、「採択の決定の取消し等」とい

う。）を行うことがあります。

- 実質的に同一（相当程度重なる場合を含む。以下同じ）の研究課題について、複数の競争的資金に対して同時に応募があり、重複して採択された場合。
- 既に採択され、配分済の競争的資金と実質的に同一の研究課題について、重ねて応募があった場合。
- 複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合。
- その他これに準じる場合。

なお、本事業への申請段階において、他の競争的資金制度等への提案を制限するものではありませんが、他の競争的資金制度等に採択された場合には速やかに本事業お問い合わせ先（末尾に記載）に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、採択の決定の取消し等を行う可能性があります。

2.2 過度の集中に対する措置

本事業に提案された研究内容と、他の競争的資金制度等を活用して実施している研究内容が異なる場合においても、当該研究者又は研究グループ（以下、「研究者等」という。）に当該年度に配分される研究費全体が効果的・効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れない程の状態であって、次のいずれかに該当する場合には、本事業において、採択の決定の取消し等を行うことがあります。

- 研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合
- 当該研究課題に配分されるエフォート（研究者の全仕事時間（※）に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合（%））に比べ過大な研究費が配分されている場合
- 不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合
- その他これらに準ずる場合

このため、本事業への提案書類の提出後に、他の競争的資金制度等に申請し採択された場合等、記載内容に変更が生じた場合は、速やかに本事業お問い合わせ先（末尾に記載）に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、採択の決定の取消し等を行う可能性があります。

※ 研究者の全仕事時間とは、研究活動の時間のみを指すのではなく、教育活動や管理業務等を含めた実質的な全仕事時間を指します。

2.3 不合理な重複・過度の集中排除のための、提案内容に関する情報提供

不合理な重複・過度の集中を排除するために、必要な範囲内で、応募（又は採択課題・事業）内容の一部に関する情報を、e-Rad などを通じて、他府省を含む他の競争的資金制度等の担当に情報提供する場合があります。また、他の競争的資金制度等においてこれらの確認を行うため求められた際に、同様に情報提供を行う場合があります。

2.4 最先端・次世代研究開発支援プログラムの重複制限

「最先端・次世代研究開発支援プログラム」に採択され、研究開発を実施する研究者については、平成23年度以降、事業期間終了まで、国又は独立行政法人からの他の研

究費（研究開発を直接の目的としない事業の資金を除く）の配分を受けることができませんので留意願います。

2.5 他府省を含む他の競争的資金等の応募受入状況

科学研究費補助金等、国や独立行政法人が運用する競争的資金や、その他の研究助成等を受けている場合（応募中のものを含む）には、研究提案書の様式に従ってその内容を記載していただきます。 これらの情報に関して不実記載があった場合も、研究提案が不採択、採択取り消し又は研究費が減額配分となる場合があります。

3 研究費の不正使用および不正受給への対応

本事業において、研究費を他の用途に使用したり、JST から研究費を支出する際に付した条件に違反したり、あるいは不正な手段を用いて研究費を受給する等、本事業の趣旨に反する研究費の不正な使用等が行われた場合には、当該研究に関して、研究の中止、研究費等の全部または一部の返還、ならびに事実の公表の措置を取ることがあります。また、研究費の不正な使用等を行った研究者等（共謀した研究者等を含む）は、一定期間、本事業への応募及び新たな参加が制限されます。

本事業以外の、国または独立行政法人が運用する競争的資金制度等において、研究費の不正な使用等を行った研究者については、当該競争的資金制度等において応募資格が制限されている期間中、本事業への応募及び新たな参加の資格が制限されます（不正使用等が認定された当該年度についても参加が制限されます）。なおここで言う「競争的資金制度等」には平成 24 年度に新たに公募を開始する制度及び平成 23 年度以前に終了した制度も対象として含まれます。

本事業において研究費の不正な使用等を行った場合、当該研究者及びそれに共謀した研究者の不正の内容を、他の競争的資金制度等の担当（独立行政法人を含む）に対して情報提供を行います。

なお、本事業において、この不正使用等を行った研究者等に対しては、不正の程度により、申請及び参加の期間が以下のように制限されます。制限の期間は、原則として、委託費等を返還した年度の翌年度以降 2 年から 5 年間とします。ただし、「申請及び参加」とは、新規課題の提案、公募に応募すること、また共同研究者として新たに研究に参加することを指します。

不正使用等の内容	制限の期間（委託費等を返還した年度の翌年度から）
単純な事務処理の誤り	申請および参加を制限しない
本事業による業務以外の用途への使用がない場合	2 年間

本事業による業務以外の用途への使用がある場合	2～5 年間（程度に応じて個別に判断する）
提案書類における虚偽申告等、不正な行為による受給である場合	5 年間

※委託費を返還した当該年度についても、参加を制限します。

4　研究活動の不正行為に対する措置

研究活動の不正行為（捏造、改ざん、盗用等）への措置については、「研究活動の不正行為への対応のガイドライン」（平成 18 年 8 月 8 日科学技術・学術審議会研究活動に関する特別委員会）等に基づき、以下の通りとします。なお、「研究活動の不正行為への対応のガイドライン」については、以下のホームページをご参照ください。

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu12/houkoku/06082316.htm

本事業の研究課題に関して、研究活動の不正行為が認められた場合には、研究の中止、研究費等の全部または一部の返還、ならびに事実の公表の措置を取ることがあります。また、以下の者について、一定期間、本事業への応募及び新たな参加の資格が制限されます。

措置の対象者	制限の期間（不正が認定された年度の翌年度から）
不正行為があったと認定された研究に係る論文等の、不正行為に関与したと認定された著者、共著者および当該不正行為に関与したとされた者	2～10 年（程度に応じて個別に判断する）
不正行為に関与したとまでは認定されないものの、不正行為があったと認定された研究に係る論文等の内容について責任を負う者として認定された著者	1～3 年（程度に応じて個別に判断する）

※不正行為等が認定された当該年度についても、参加を制限します。

本事業以外の、国または独立行政法人が運用する競争的資金制度等において、研究活動の不正行為等により制限が行われた研究者については、当該競争的資金制度等において応募資格が制限されている期間中、本事業への応募及び新たな参加の資格が制限されます。なおここで言う「競争的資金制度等」には平成 24 年度に新たに公募を開始する制度及び平成 23 年度以前に終了した制度も対象として含まれます。

本事業において、研究活動の不正行為があったと認定された場合、当該研究者の不正行為の内容を、他の競争的資金等の担当（独立行政法人を含む）に対して情報提供を行います。

5　関係法令など研究を進める上での注意事項

5.1 安全保障貿易管理に伴う各種規制

日本では、外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）（以下「外為法」という。）に基づき輸出規制（※）が行われています。したがって、外為法で規制されている貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。外為法をはじめ、各府省が定める法令・省令・通達等を遵守してください。

※　現在、我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度（リスト規制）と②リスト規制に該当しない貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合で、一定の要件（用途要件・需用者要件又はインフォーム要件）を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度（キャッチオール規制）の 2 つから成り立っています。

また、研究機材の輸出のみならず、技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を外国の者（非居住者）に提供する場合等はその提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メール・CD・USB メモリなどの記憶媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも、外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合がありますので、本邦の法律・制度、相手国の法律・制度及び国際ルールを十分に遵守してください。

【参考】「経済産業省」の『安全保障貿易管理』ホームページ

http://www.meti.go.jp/policy/anpo/index.html

【参考】安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）

http://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf

5.2 生物遺伝資源等利用に伴う各種規制

相手国からの情報や資料、サンプルの持ち帰りについては、相手国の法令も遵守してください。研究計画上、相手国における生物遺伝資源等を利用する場合には、関連条約等（生物多様性条約、バイオセイフティに関するカルタヘナ議定書）の批准の有無、コンプライアンス状況等について、必ず応募に先立って十分な確認および対応を行ってください。

生物遺伝資源へのアクセス、及び生物多様性条約の詳細については、以下のホームページをご参照ください。

【参考】「財団法人バイオインダストリー協会」ホームページ

http://www.mabs.jp/index.html

【参考】「Convention on Biological Diversity」ホームページ

http://www.cbd.int/

5.3 生命倫理及び安全の確保

ライフサイエンスに関する研究については、生命倫理及び安全の確保に関し、各府省が定める法令・省令・倫理指針等を遵守してください。研究者が所属する機関の長等の承認・届出・確認等が必要な研究については、必ず所定の手続きを行ってください。

各府省が定める法令等の主なものは以下のリンクから見ることができます。

【参考】文部科学省の「生命倫理・安全に対する取組」ホームページ

http://www.lifescience.mext.go.jp/bioethics/index.html

【参考】厚生労働省の「厚生労働科学研究に関する指針」ホームページ

http://www.mhlw.go.jp/general/seido/kousei/i-kenkyu/

5.4 人権及び利益の保護

研究計画上、相手方の同意・協力や社会的コンセンサスを必要とする研究又は調査を含む場合には、人権及び利益の保護の取扱いについて、必ず応募に先立って適切な対応を行ってください。

5.5 社会的・倫理的配慮

社会・倫理面等の観点から、研究計画上及び実施の過程で、国内外において容認されがたいと認められるものについては、選考の段階で不採択となります。また、採択されたものについても、研究開始後に上述の注意事項に違反した場合、その他何らかの不適切な行為が行われた場合には、採択の取消し又は研究の中止、研究費等の全部又は一部の返還、及び事実の公表の措置等を取ることがあります。

5.6 研究者の安全に対する責任

本事業の共同研究期間中に生じた傷害、疾病等の事故について、JSTは一切責任を負いません。

5.7 研究成果の軍事転用の禁止

本事業の共同研究から生ずる研究成果の軍事転用は、一切禁止します。

5.8 関係法令等に違反した場合の措置

研究の実施において、関係法令・指針等に違反した場合には、研究の中止や、研究費の返還を求める場合があります。

6 間接経費に係る領収書の保管について

間接経費の配分を受ける研究機関においては、間接経費の適切な管理を行うとともに、間接経費の適切な使用を証する領収書等の書類を、事業完了の年度の翌年度から 5 年間適切

に保管してください。また、間接経費の配分を受けた各受託機関の長は、毎年度の間接経費使用実績を翌年度の 6 月 30 日までに指定した書式により JST に報告することが必要となります。

7　繰越しについて

当該年度の研究計画に沿った研究推進を原則としますが、JST では単年度会計が研究費の使いにくさを生み、ひいては年度末の予算使い切りによる予算の無駄遣いや不正経理の一因となることを考慮し、研究計画の進捗状況によりやむを得ず生じる繰越しに対応するため、煩雑な承認申請手続きを必要としない簡便な繰越制度を導入しています。繰越制度は複数年度契約を締結する大学等を対象とします。

8　「国民との科学・技術対話」について

『「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）』（平成 22 年 6 月 19 日）において、「研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する、未来への希望を抱かせる心の通った双方向コミュニケーション活動」を「国民との科学・技術対話」と位置づけています。1 件あたり年間 3000 万円以上の公的研究費の配分を受ける場合には、「国民との科学・技術対話」への積極的な取組みが求められています。詳しくは以下をご参照ください。

http://www8.cao.go.jp/cstp/output/20100619taiwa.pdf

9　府省共通経費取扱区分表について

本事業では、競争的資金において共通して使用することになっている府省共通経費取扱区分表に基づき、費目構成を設定しています。経費の取扱については以下の府省共通経費取扱区分表を参照してください。

http://www.jst.go.jp/inter/project/h23a/keihi_toriatsukai_kubun.pdf

10　研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」の提出について

本事業の契約に当たり、各研究機関では標記ガイドラインに基づく研究費の管理・監査体制の整備、及びその実施状況等についての報告書である「体制整備等自己評価チェックリスト」（以下、「チェックリスト」という。）を提出することが必要です。チェックリストの提出がない場合の研究実施は認められません。

このため、以下のホームページにある様式および提出方法に基づいて、契約予定日までに、

研究機関から文部科学省研究振興局振興企画課競争的資金調整室に、e-Rad を利用してチェックリストが提出されていることが必要です。具体的なチェックリストの提出方法は以下の文部科学省のホームページをご覧ください。

http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1301688.htm

なお、提出には、e-Rad の利用可能な環境が整っていることが必須となりますので、e-Rad への研究機関の登録手続きを行っていない機関にあっては、早急に手続きをお願いします。（登録には通常２週間程度を要しますので十分ご注意ください。e-Rad 利用に係る手続きの詳細については、上述のホームページと併せ以下のホームページをご覧ください。）

http://www.e-rad.go.jp/shozoku/system/index.html

ただし、別途の機会にチェックリストを提出しており、研究開始がチェックリストの有効期限（提出した年度の翌年度末）満了前であれば今回新たにチェックリストを提出する必要はありません。逆に、チェックリストが一旦提出された場合でも、期限が満了した場合には研究実施が認められませんので、チェックリストの有効期限を確認し、期限満了前に再度提出をするよう、十分ご留意ください。（例：平成 23 年度の 4 月以降に提出したチェックリストは、平成 23 年度及び平成 24 年度においてのみ有効です。）

チェックリストの提出の後、必要に応じて、文部科学省または JST による体制整備等の状況に関する現地調査に協力をいただくことがあります。

また、チェックリストの内容に関して、平成 19 年 5 月 31 日付け科学技術・学術政策局長通知で示している「必須事項」への対応が不適切・不十分である等の問題が解消されないと判断される場合には、委託研究費を交付しないことがあります。

11 既存の研究施設・設備の有効活用による効果的な研究開発の推進について

文部科学省においては、特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律（平成 6 年 6 月 29 日法律第 78 号）、研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律（平成 20 年 6 月 11 日法律第 63 号）等に基づき、研究施設・設備の共用や異分野融合のための環境整備を促進しています。

本事業への応募にあたり、研究施設・設備の利用・導入を検討している場合には、本事業における委託研究の効果的推進、既存の施設・設備の有効活用、施設・設備導入の重複排除等の観点から、大学・独立行政法人等が保有し広く開放されている施設・設備や産学官協働のための「場」等を積極的に活用することを検討してください。

12 バイオサイエンスデータベースセンターへの協力

ライフサイエンス分野の本事業実施者は、論文発表等で公表された成果に関わる生データの複製物、又は構築した公開用データベースの複製物を、バイオサイエンスデータベースセン

ター（※）に提供くださるようご協力をお願いします。提供された複製物は、非独占的に複製・改変その他必要な形で利用できるものとします。複製物の提供を受けた機関の求めに応じ、複製物を利用するに当たって必要となる情報の提供にもご協力をお願いすることがあります。

※バイオサイエンスデータベースセンター（http://biosciencedbc.jp/）

様々な研究機関等によって作成されたライフサイエンス分野データベースの統合的な利用を推進するために、平成 23 年 4 月に JST に設置されました。総合科学技術会議統合データベースタスクフォースにおいて、我が国のライフサイエンス分野のテータベース統合化に関わる中核的機能を担うセンターに関する検討がなされ、その検討結果を受けて、平成 18 年度から平成 22 年度にかけて実施された文部科学省「統合データベースプロジェクト」と、平成 13 年度から実施されている JST「バイオインフォマティクス推進センター事業」とを一本化したのです。

バイオサイエンスデータベースセンターでは、関連機関の積極的な参加を働きかけるとともに、戦略の立案、ポータルサイトの構築・運用、データベース統合化基盤技術の研究開発、バイオ関連データベース統合化の推進を4つの柱として、ライフサイエンス分野データベースの統合化に向けて事業を推進します。これによって、我が国におけるライフサイエンス研究の成果が、広く研究者コミュニティに共有かつ活用されることにより、基礎研究や産業応用研究につながる研究開発を含むライフサイエンス研究全体が活性化されることを目指します。

13 若手の博士研究員の多様なキャリアパスの支援について

「文部科学省の公的研究費により雇用される若手博士研究員の多様なキャリアパス支援に関する基本方針」【平成 23 年度 12 月 20 日科学技術・学術審議会人材委員会】（http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu10/toushin/1317945.htm）を踏まえ、本公募に採択され、公的研究費（競争的資金その他のプロジェクト研究資金や、大学向けの公募型教育研究資金）により、若手の博士研究員を雇用する場合には、当該研究員の多様なキャリアパスの確保に向けた支援への積極的な取り組みをお願いいたします。

14 リサーチアシスタント（RA）の雇用について

第 4 期科学技術基本計画に「国は、優秀な学生が安心して大学院を目指すことができるよう、フェローシップ、TA（ティーチングアシスタント）、RA（リサーチアシスタント）など給付型の経済支援の充実を図る。これらの取組によって『博士課程（後期）在籍者の 2 割程度が生活費相当額程度を受給できることを目指す。』という第 3 期基本計画における目標の早期達成に努める。」とあります。

この趣旨を踏まえ、本事業では博士課程（後期）在学者を本事業の共同研究の RA として雇用する場合、経済的負担を懸念させることのないよう、給与水準を生活費相当額程度とすることを推奨しています。

RA を雇用する際の留意点

- 博士課程（後期）在学者を対象とします。
- 給与単価を年額では 200 万円程度、月額では 17 万円程度とすることを推奨しますので、それを踏まえて研究費に計上してください。ただし、学業そのものや本事業の共同研究以外の研究に関わる活動などに対する人件費充当は目的外（不正）使用と見なされる場合がありますので十分ご留意ください。
- 具体的な支給額・支給期間等については、研究機関にてご判断いただきます。上述の水準以上または以下での支給を制限するものではありません。
- 奨学金や他制度における RA として支給を受けている場合は、当該制度・所属する研究機関にて支障がないことが前提となりますが、重複受給について JST から制限を設けるものではありません。

15 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を利用した応募方法

応募は、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）にて受付けます。

15.1 e-Rad の使用に当たっての留意事項

① e-Rad による応募

操作方法に関するマニュアルは、e-Rad ポータルサイト（http://www.e-rad.go.jp/）から参照またはダウンロードすることができます。e-Rad 利用規約に同意の上、応募してください。

② e-Rad の利用可能時間帯

（月～金） 午前 6:00 から翌午前 2:00 まで

（土、日） 午前 12:00（正午）から翌午前 2:00 まで

国民の祝日及び年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）に関わらず、上記時間帯は利用可能です。ただし、上記利用可能時間内であっても、緊急のメンテナンス等により、サービスを停止する場合があります。運用停止を行う場合は、e-Rad ポータルサイトにて予めお知らせがあります。

③ 研究機関、研究者情報の登録（ログイン、パスワードの取得）

研究課題に応募する研究代表者は研究者情報を登録し、e-Rad のログイン ID、パスワードを取得しておくことが必要となります。

e-Rad のログイン ID、パスワードの取得に当たっては、(1)研究機関に所属する研究者については、研究機関の事務担当者による e-Rad における研究機関の登録と研究者情報の登録が、(2)研究機関に所属していない研究者については、e-Rad における研究者情報の登録が、事前に必要となります。登録方法については、e-Rad

ポータルサイトを参照してください。登録手続きに日数を要する場合がありますので、2 週間以上の余裕をもって登録手続きをしてください。
一度登録が完了すれば、他制度・事業の応募の際に再度登録する必要はありません。また、他制度・事業で登録済みの場合は再度登録する必要はありません。
なお、ここで登録された研究機関を所属研究機関と称します。

④　その他

申請書類に不備等がある場合は、審査対象とはなりませんので、公募要領及び申請書類作成要領を熟読のうえ、注意して記入してください。（申請書類のフォーマットは変更しないでください。）
申請書類の差し替えは固くお断りいたします。また、申請書類の返却は致しません。

15.2e-Rad を利用した応募の流れ

研究機関、研究者情報の登録（ログインID、パスワードの取得）

↓

JST戦略的国際科学技術協力推進事業のホームページ
（http://www.jst.go.jp/inter/index.html）
またはe-Radポータルサイトから応募書類様式をダウンロード

↓

e-Radに必要事項を入力の上、応募書類をアップロード
アップロードした応募書類は一次保存されます。
「確認完了・提出」をクリックするまでは何度でも修正が可能です。

↓

e-Radポータルサイトで応募情報を確認・提出
確認できましたら「確認・提出」をクリックしてください。
（応募締切日：平成24年9月28日（金） 17：00）

↓

JST国際科学技術部事業実施担当にて受理

なお、応募書類のアップロード後は、e-Radにて応募書類受理状況が確認できます。

15.3具体的な操作方法と注意事項

申請書等のダウンロードの方法および e-Rad へアップロードする方法をご案内します。
（e-Rad の各画面はイメージです。詳細は実際のサイトでご確認ください。）

① 「研究者ログイン」画面

e-Rad ポータルサイト（http://www.e-rad.go.jp/）から、 e-Rad へログインしてください。

② 「研究者向けメニュー」画面

「公募一覧」をクリックしてください。

③　「配分機関情報一覧」画面

独立行政法人科学技術振興機構の「応募情報入力」をクリックしてください。

④　「受付中公募一覧」画面

応募する公募名を探し、募集要項・応募様式をダウンロードしてください。

⑤　応募書類の作成

応募書類を、以下の点に留意し、作成してください。

入力上の注意点	
応募書類の形式について	・　応募書類（アップロードファイル）はWord、一太郎、PDFのいずれかの形式にて作成し、応募してください。Word、一太郎、PDFのバージョンについては、e-Radの研究者向け操作マニュアルでご確認してください。 (http://www.e-rad.go.jp/kenkyu/manual/index.html) ・　応募書類にはパスワードを設定しないでください。
画像ファイル形式について	応募書類に貼り付ける画像ファイルの種類は「GIF」、「BMP」、「PNG」形式のみとしてください。それ以外の画像データを貼り付けた場合、正しくPDF形式に変換されません。画像データの貼り付け方については、研究者向け操作マニュアルの操作方法を参照してください。
ファイル容量について	・　アップロードできる電子ファイルは1ファイルで最大容量は3Mbyteです。それを超える容量のファイルは国際科学技術部事業実施担当へ問い合わせてください。 ・　応募書類は、アップロードを行うと、自動的にPDFファイルに変換されます。外字や特殊文字等を使用した場合、文字化けする可能性がありますので、変換されたPDFファイルの内容をe-Radで必ず確認してください。利用可能な文字に関しては、研究者向け操作マニュアルを参照してください。

⑥　応募書類のアップロード

「受付中公募一覧」画面の応募したい公募名の「応募情報入力」をクリックしてください。

⑦　応募条件の確認

画面に表示された注意事項をよくお読みの上、「承諾して次へ進む」をクリックしてください。

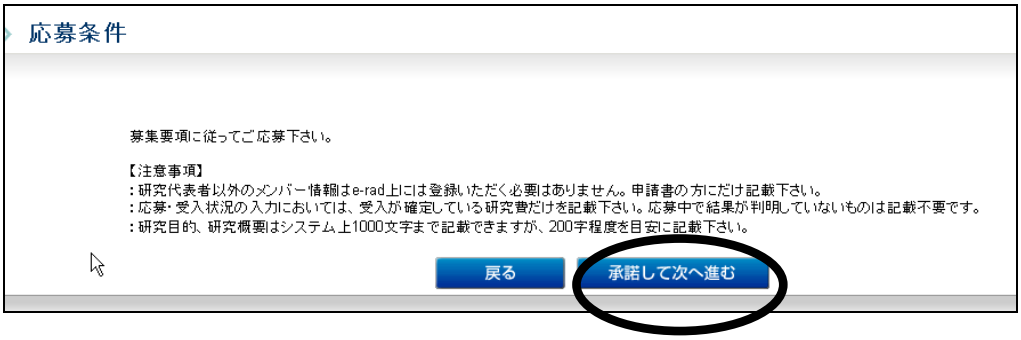

⑧　登録されている研究者情報の確認

研究者情報が応募者のものであることを確認し、「次へ進む」をクリックしてください。（e-Rad からメールが自動配信されるよう設定されている場合、応募書類の受付状況が変更された時等に本画面のメールアドレス宛にメールが送信されます。メールアドレスを変更する必要がある場合は、所属研究機関の事務担当者に連絡してください。研究機関に所属していない方は、「e-Rad ヘルプデスク」に連絡してください。）

⑨　「応募情報登録【研究共通情報の入力】

研究共通情報の入力欄に、必要事項をご記入ください。

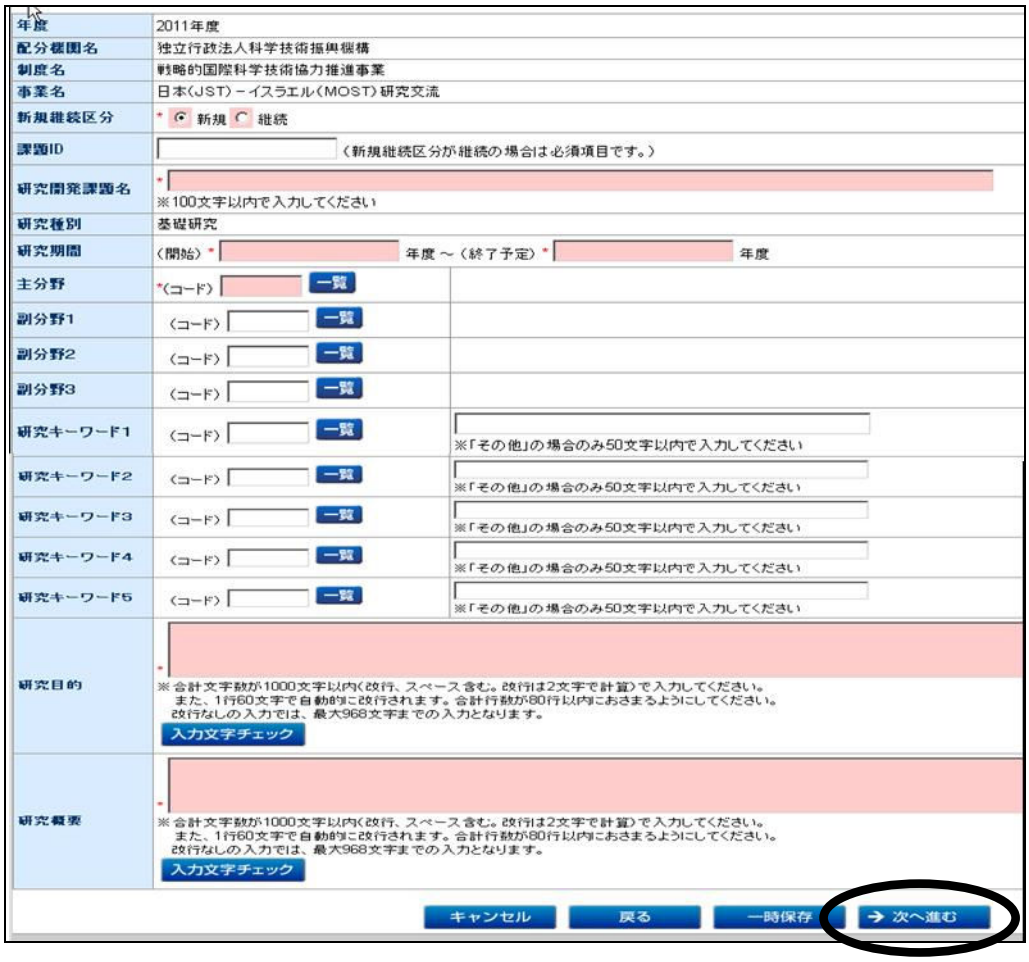

入力上の注意点	
新規継続区分	新規を選択
課題ID	入力不要
研究開発課題名	**日本語で**題目をご記入ください
研究期間	西暦で2012年度から2015年度(研究終了年度)としてください。
主分野、副分野	(主分野)ご自身の研究分野に合う内容を選択してください。 (副分野)選択不要
研究キーワード	入力不要
研究目的	「研究提案書参照」と入力
研究概要	研究目的を含めた概要を**日本語200～300文字程度**でご記入ください。

⑩　応募情報登録【応募時予算額の入力】

チーム全体の総額研究費（直接経費、間接経費）を年度ごとに千円単位で入力してください。千円以下は切り捨ててご記入ください。

>>最後に、「次へ進む」をクリックしてください。

⑪　応募情報登録【研究組織情報の入力】

本応募課題に関する研究代表者の情報を入力してください。

入力上の注意点	
直接経費、間接経費	研究代表者グループにおける全研究期間の研究費総額を、直接経費、間接経費に分けて千円単位でご記入ください。千円以下は切り捨ててご記入ください。
専門分野・役割分担	入力不要です。
エフォート率	本研究に割くエフォート率を入力してください。
「追加」欄について	研究代表者の情報のみを入力してください。「追加」ボタンをクリックし、研究分担者等の入力欄を増やすことができますが、研究分担者情報の入力は不要です。
数字の記入方法について	「, (コンマ)」は自動的に挿入されますので、記入不要です。「正しい値を入力してください。」というエラーがでた際は、「, (コンマ)」を抜いて数字を入力してください。

>>最後に「次に進む」をクリックしてください。

⑫　応募情報登録【応募・受入状況の入力】

本画面は入力不要です。 >>「次へ進む」をクリックしてください。

「研究代表者の他の応募　1」の入力欄が表示されている場合は「削除」をクリックし入力欄を削除した上で、「次へ進む」をクリックしてください。

⑬　応募情報登録【応募情報ファイルの指定】

応募書類をアップロードした上で、次へ進んでください。

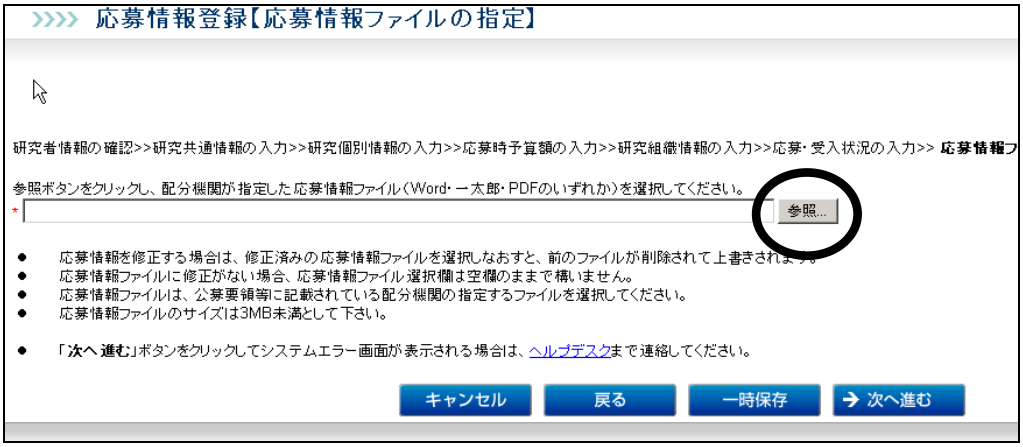

⑭　応募情報登録【入力情報の確認】

入力した情報が正しく表示されていることを確認して「OK」をクリックしてください。

>>>> 応募情報登録【入力情報の確認】

プレビュー画面

研究者情報の確認>>研究共通情報の入力>>研究個別情報の入力>>応募特予算額の入力>>研究組織情報の入力>>応募・受入状況の入力>>応募情報ファイルの指定
>> 入力情報の確認

【応募基本情報(研究共通情報)】

年度	2011年度	
配分機関名	独立行政法人科学技術振興機構	
制度名	戦略的国際科学技術協力推進事業	
事業名	日本(JST)－ドイツ(DFG、BMBF)研究交流	
新規継続区分	新規	
課題ID		
研究開発課題名		
研究種別	基礎研究、応用研究、開発研究	
研究期間	(開始) ～(終了予定)	
主分野	(コード)	(名)
副分野1	(コード)	(名)
副分野2	(コード)	(名)
副分野3	(コード)	(名)
研究キーワード1	(コード)	(名)
研究キーワード2	(コード)	(名)
研究キーワード5	(コード)	(名)
研究目的		
研究概要		

【応募基本情報(応募特予算額)】

			平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	合計
使用内訳(千円)	直接経費(直接費)(千円)	物品費	0	0	0	0	0
		旅費	0	0	0	0	0
		人件費・謝金	0	0	0	0	0
		その他	0	0	0	0	0
		小計	0	0	0	0	0
	間接経費(一般管理費)(千円)	間接経費	0	0	0	0	0
		小計	0	0	0	0	0
	研究経費(千円)		0	0	0	0	0

【研究組織情報】

	研究者氏名	所属研究機関 所属部局 職名	専門分野 学位 役割分担	直接経費(直接費) 間接経費(一般管理費) (千円)	エフォート(%)
研究代表者	(研究者番号) 12345678 (フリガナ) ケンキュウ ジロウ (漢字) 研究 二郎	(所属研究機関コード) 9000001001 (所属部局名) その他 (職名) その他	(専門分野) (学位) その他 (役割分担)		
合　計				0 0	

【応募・受入状況】

	助成の有無	配分機関	事業	課題	研究開発課題名	研究期間	予算額(千円)	エフォート(%)

【応募情報ファイル】

添付ファイル	

「OK」ボタンをクリックしてシステムエラー画面が表示される場合は、ヘルプデスクまで連絡してください。

キャンセル　戻る　一時保存　OK

「処理中・・・」画面が表示され、これまでに入力した応募情報と研究提案書ファイルが結合され、自動的に PDF ファイルに変換されます。

⑮　応募情報登録を確認

「ダウンロード」ボタンをクリックして、応募情報と研究提案書ファイルが結合された PDF ファイルをダウンロードしてください。図が正しく表示されているか、文字化けが無いかなど必ず確認してください。PDF ファイルを確認し、不備がなければ「確認完了・提出」ボタンをクリックしてください。なお、「確認完了・提出」ボタンをクリックし、JST へ提出した時点で応募書類は修正することができなくなりますのでご注意ください。

公募期間終了後、相手国でも応募がなされていることを確認したうえで、応募書類を正式に受理します。

入力上の注意点	
応募書類アップロード後の修正について	「確認終了・提出」をクリックすると、提案書はJSTへ提出されます。
エフォート率	JSTへ提出した時点で提案書を修正することができなくなりますので、十分留意の上提出してください。
受付状況の確認について	・　応募書類の受理確認は、「受付状況一覧画面」から行うことができます。 ・　提出締切日時までにe-Radの「受付状況一覧画面」の受付状況が「配分機関受付中」となっていない応募書類は無効となります。正しく操作しているにもかかわらず、提出締切日までに「配分機関受付中」にならなかった場合は、e-Radヘルプデスクまで連絡してください。

15.4お問い合わせ先

本事業に関する問い合わせは、国際科学技術部事業実施担当にて受付けます。e-Rad の操作方法に関する問い合わせは、e-Rad ヘルプデスクにて受付けます。戦略的国際科学技術協力推進事業のホームページおよび e-Rad ポータルサイトをよく確認の上、お問い合わせください。なお、審査状況、採否に関する問い合わせには一切回答できません。

戦略的国際科学技術協力推進事業のホームページ
http://www.jst.go.jp/inter/index.html
e-Rad ポータルサイト
http://www.e-rad.go.jp/

（問い合わせ先一覧）

制度・事業に関する問い合わせおよび提出書類の作成・提出に関する手続き等に関する問い合わせ	JST戦略的国際科学技術協力推進事業 国際科学技術部 事業実施担当 宇佐見・金子	<お問い合わせはなるべく電子メールでお願いします（お急ぎの場合を除く）> sicpsa@jst.go.jp 03-5214-7375（直通） 03-5214-7379（FAX） 受付時間：10:00～12:00/13:00～17:00 ※土曜日、日曜日、国民の祝日　および年末年始（12月29日～　1月3日）を除く
e-Radの操作方法に関する問い合わせ	e-Radヘルプデスク	0120-066-877（フリーダイヤル） （受付時間帯） 受付時間：9：30～17：30 ※土曜日、日曜日、国民の祝日　および年末年始（12月29日～　1月3日）を除く

16 応募に際してよくある質問

応募に関し、主な Q&A を以下にまとめています。

応募の際に、所属機関の承諾書が必要ですか。	必要ありません。ただし、採択後には、JST と研究者が研究を実施する研究機関との間で研究契約を締結することになりますので、必要に応じて研究機関への事前説明等を行ってください。
年齢等の応募資格の制限はありますか。	年齢制限はございません。
日本側代表研究者は、日本国籍を有する者である必要がありますか。	日本国内の研究機関に所属する研究者であれば、国籍による応募資格の制限はございません。
JST のさきがけ研究者、CREST の研究代表者または主たる共同研究者として採択されている場合でも、本公募に応募することができますか。	本公募へ応募することは可能ですが、採択候補となった場合には、研究費の減額や研究計画の調整などを行う場合がございます。
内閣府の最先端・次世代研究開発支援プログラムで研究を実施している場合でも、本公募に応募することができますか。	「最先端・次世代研究開発支援プログラム研究費の重複受給制限について」（平成 23 年1月 28 日総合科学技術会議次世代プログラム運営会議）に基づき、当事業は最先端・次世代研究開発支援プログラムにおける研究費の重複受給制限に該当します。
戦略的国際科学技術協力推進事業または国際科学技術共同研究推進事業に既に採択されている場合、今回新たに応募することはできますか。	本公募における支援期間が同一相手国・同一研究領域で既に支援されている課題の支援期間と重なる場合は応募できません。 それ以外の場合応募することは可能ですが、採択候補となった場合には研究費の減額や研究計画の調整を行う場合がございます。
採択された場合、研究機関と委託研究契約を結ぶとありますが、それは研究代表者の研究機関だけではなく、研究分担者の所属機関とも委託研究契約を締結して予算が配分されますか。	JSTは、研究代表者の所属機関との間でのみ、委託研究契約を締結します。したがって、すべての委託研究費は研究代表者の所属機関に支払われることになります。 また、研究代表者の研究機関から、研究分担者の研究機関へ研究費を譲渡することは、「再委託」として原則認めておりません。 ご留意の上、ご応募ください。

17 JST の男女共同参画への取り組みについて

JST では、科学技術分野における男女共同参画を推進しています。

総合科学技術会議は、第３期科学技術基本計画において、「女性研究者の活躍促進」について盛り込みました。日本の科学技術の将来は、活躍する人の力にかかっており、多様多才な個々人が意欲と能力を発揮できる環境を形成する必要があります。第 4 期科学技術基本計画では、「自然科学系全体で25%という第３期基本計画における女性研究者の採用割合に関する数値目標を早期に達成するとともに、更に 30%まで高めることを目指し、関連する取組を促進する」としています。

JST では、事業を推進する際の活動理念の１つとして、「JST 業務に係わる男女共同参画推進計画を策定し、女性研究者等多様な研究人材が能力を発揮できる環境づくりを率先して進めていくこと」を掲げています。新規課題の募集・審査に際しては、男女共同参画の観点を踏まえて進めていきます。男女ともに参画し活躍する研究構想のご提案をお待ちしております。

研究者の皆様、男性も女性も積極的にご応募いただければ幸いです。

独立行政法人科学技術振興機構 理事長
中村 道治

女性研究者の皆さん、さらなる飛躍に向けて、この機会に応募してみましょう

日本における研究者に占める女性の割合は、現在 13.8%（平成 22 年度末現在。平成 23 年科学技術研究調査報告（総務省）より）といわれています。上昇傾向にはあるものの、まだまだ国際的にはとても低い数字です。女性研究者が少ない理由としては、出産・育児・介護で研究の継続が難しいことや、女性を採用する受け入れ体制が整備されていないこと、自然科学系の女子学生が少なく女性の専攻学科に偏りがあることなどがあげられています。

これらの課題に対しては、国としても様々な取り組みが行われていますし、同時に、女性自身、そして社会全体の意識改革も必要でしょう。「もうこのくらいで良い」とあきらめたりせず、少しずつでもよいからステップアップしていけるよう、チャレンジを継続していって欲しいと思います。

JST では、研究者の皆さんから研究提案を募ることで事業を推進しています。そこで、女性研究者の皆さんにも、まず研究提案を応募することから飛躍への第一歩をつかんでもらいたいと思います。JST では、研究提案数が増えれば、採択数の増加が促され、それが女性研究者全体の研究機会の拡大にもつながっていくものと考えています(※)。

この機会に JST の事業に参加することで自らの研究アイデアを発展させ、研究者として輝き、後に続く後輩達を勇気づけるロールモデルとなっていっていただければ、と願っています。

独立行政法人科学技術振興機構男女共同参画主監
小舘 香椎子（日本女子大学名誉教授）

JST では、研究とライフイベント（出産・育児・介護）との両立支援策を実施しています。また、理系女性のロールモデルを公開しています。

詳しくは JST 男女共同参画ホームページ（ http://www.jst.go.jp/gender/ ）をご覧ください。

※JST の公募事業全体における女性研究者の比率は応募 6.7%に対し採択 6.7%です。採択率は応募率の変動にリンクしている傾向があります。（平成 23 年度公募実績（平成 23 年 12 月現在））